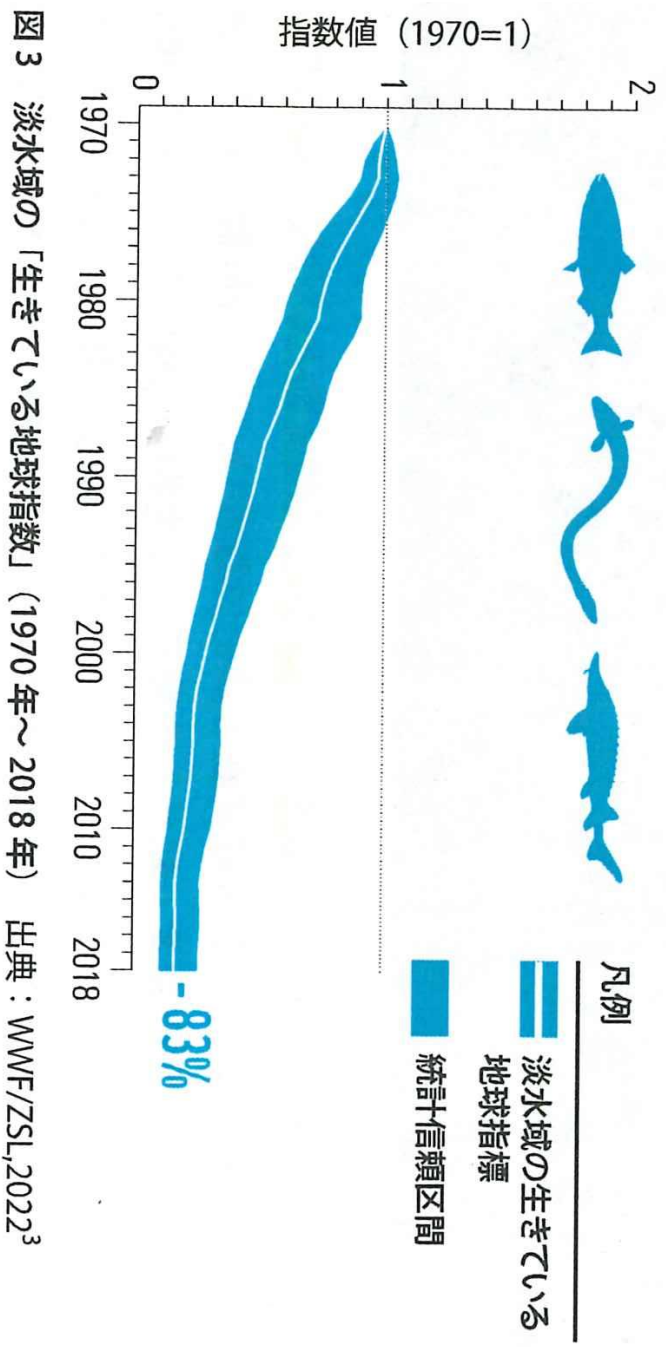
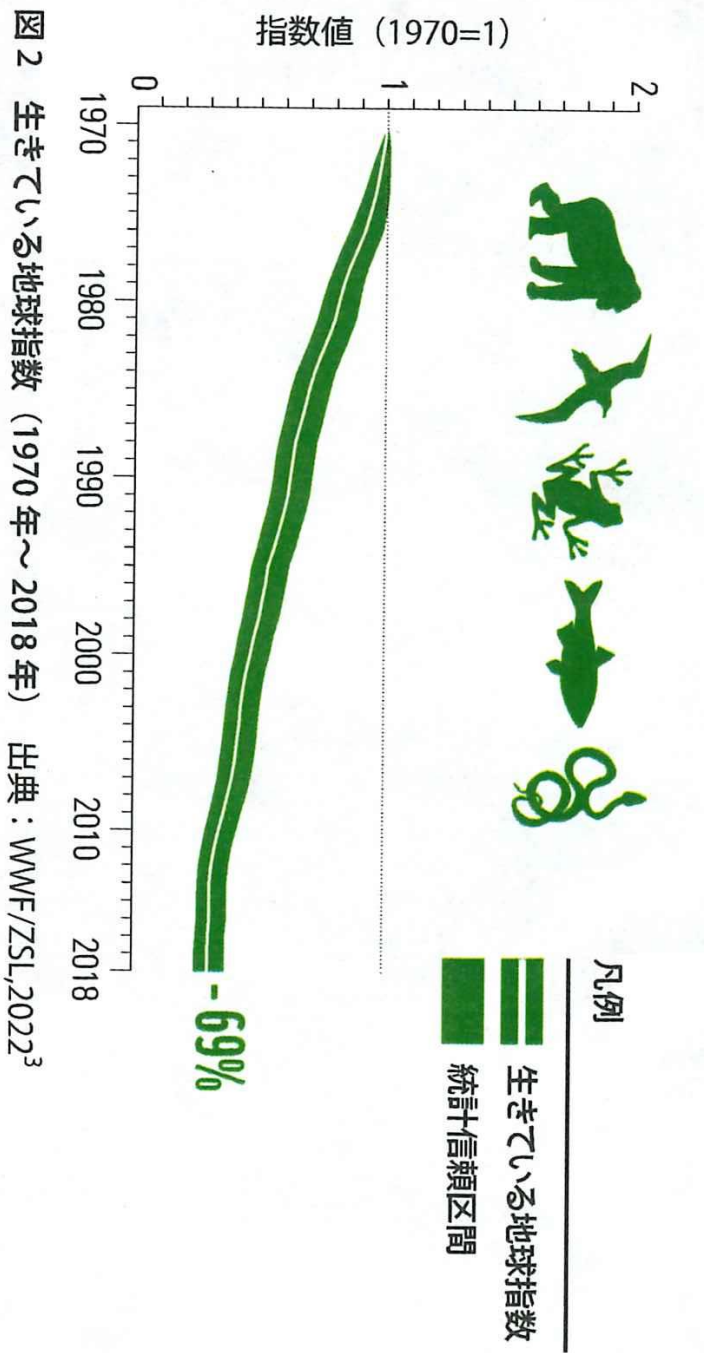




いのちの海とサンゴ礁を守れ 辺野古新基地建設に反対するNGO緊急共同声明
2015/03/25

共同声明 2015年3月25日
日本政府は沖縄の民意に耳を傾け、作業の中止を

辺野古・大浦湾に広がる長い年月をかけて形成された美しいサンゴ礁と青い海。マン
グローズ林、干潟、海草藻場、砂場、泥場、サンゴ礁が連続し、やんばるの森から流
れ込む河川により、豊かな海洋生態系が作りあげられています。

最近発見された規模の大きなアオサンゴ群集や、日本では絶滅のおそれが最も高い哺
乳類であるジュゴン（環境省、絶滅危惧ⅠA類）が生息するなど、たいへん生物多様性
に豊む沿岸域です。

沖縄県の自然環境の保全に関する指針では、辺野古・大浦湾海域は、評価ランクⅠの
「自然環境の厳正な保護を図る区域」とされています。また、環境省の「ラムサール
条約湿地潜在候補地」のひとつに選定され、「生物多様性保全をするうえで重要度の
高い海域」のひとつとしても検討されています。

さらに、この地域は、確認されているだけでも、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上
の海洋生物の生息地でもあります。

いまこの豊かな海を破壊し、辺野古の新基地建設が強行されています。

昨年の名護市長選、名護市議選、沖縄県知事選、衆議院選では、新基地建設反対を唱
えた候補者が選ばれました。沖縄の方々の「辺野古に新基地は要らない」という意思
は、選挙によって明確に示されたのです。

しかし、安倍総理大臣は、新基地反対を唱え、沖縄の民意を背負って当選した翁長沖
縄県知事に会おうともしません。これは民主主義を標榜する一国の首相の態度として
到底、許されるものではありません。県知事は作業の一時中止を求めているのに、
まったく無視されてしまっています。

沖縄県には日本の米軍専用基地の74パーセントが集中し、沖縄島はその面積の18パー
セントが米軍基地で占有されています。このような沖縄における状況は、日本国憲法
が保障する住民の権利を無視するものです。

このようにに環境、人権、平和が尊重されていないなか、再び民意を無視する形で新基
地建設が進むことは大きな問題です。

いま、辺野古の海では、「ボーリング調査」が3月12日に再開され、政府は8月には本
体の埋立工事を行うとしています。巨大なコンクリートブロッックが海底に投下され、
サンゴや海草等を押しつつ、豊かなサンゴ礁生態系に影響を与えている状況が観察
されています。

また、調査のために必要だと称して、幅最大25m、長さ300mの巨大な「仮設岸壁」を建設する作業が着々と進んでいます。そのため、昨年9月以来、ジュゴンが餌場として利用していない状況です。

現地の辺野古では、沖縄各地から、日本各地から、たくさん的一般の市民たちが辺野古の海を守るために集まり、あるいは海で、あるいはキャンプ・シュワブのゲート前で体を張って抗議行動を続けています。

私たちは、辺野古・大浦湾のかけがえのない生物多様性を守るため、また沖縄で示された民意を踏まえ、沖縄県名護市の辺野古新基地に強く反対するとともに、日米両政府に対して、新基地建設計画に伴う作業の中止を求めます。

国際環境NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本

公益財団法人 日本自然保護協会

国際環境NGO グリーンピース・ジャパン

ピースボート

美ら海にもやんばるにも基地はいらない市民の会

辺野古リレー

辺野古への基地建設を許さない実行委員会

ピース・ニュース

公共事業改革市民会議

公益財団法人 世界自然保護基金 (WWF) ジャパン

ジュゴン保護 キャンペーンセンター

沖縄のための日米市民ネットワーク (JUCON)

沖縄・生物多様性市民ネットワーク

市川三番瀬を守る会

三番瀬のラムサール条約登録を実現する会

Peace Philosophy Centre

Friends of the Earth U.S.

KOREA FEDERATION FOR ENVIRONMENTAL MOVEMENTS(KFEM)

Russian Social Ecological Union

Friends of the Siberian Forests

Centre for Environmental Justice

Sahabat Alam Malaysia

The Legal Rights and Natural Resources Center-Kasama sa Kailasan

Pro Public

Friends of the Earth Brisbane

Pacific Environment

PENGON-FOE Palestine

Naturnvernforbundet(Norwegian Society for the Conservation of Nature)

Center for biological diversity

(3月25日時点 30団体)

中国電力の上関原発建設工事の強行に強く抗議し、原発計画の中止を求める声明
2010/10/22

声明 2010年10月22日

中国電力は、山口県上関町での原子力発電所建設のために、自然豊かな長島の田浦海岸の埋立を強行しようとしています。長島や祝島周辺の海域は、瀬戸内海原風景を残し、多くの野生生物が生息し、持続的な漁業が営まれている生物多様性のホットスポットです。

現在、名古屋で、第10回生物多様性条約締約国会議（CBD/COP10）が開催されているにもかかわらず、地域住民や環境団体の反対を押し切って埋立工事を強行しようとする中国電力の姿勢は、地球の生物多様性を守り持続的に利用しようという国際条約を踏みにじるものであり、反社会的な行為と言わざるを得ません。

中国電力が行った環境アセスメント（2001年～）とその後の調査は、この豊かな海域への影響を十分な科学性を持って調査、予測、評価したものではありません。これまで、日本生態学会、日本鳥学会、日本ベントス学会などから、アセスに関する強い批判を受けていることから、謙虚に見直し、科学的かつ適正な方法で、再度実施するべきです。

特に、スナメリ（準絶滅危惧種、日本哺乳類学会1997）にとつては、瀬戸内海に残された唯一の繁殖地である可能性が指摘されています。また、カンムリウミスズメ（絶滅危惧2類、環境省2006）の繁殖可能性が高く、ハヤブサ（絶滅危惧2類、環境省2006）の繁殖が確認されるなど、多くの希少種が記録されています。

また、底生生物や陸産貝類の中には未知の種が数多く含まれているとみられます。このような生物多様性に富む地域、海域は、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」の趣旨からしても十分に保全されるべきです。

瀬戸内海では、現在も埋立等による環境悪化が続いています。しかし、長島、祝島周辺の海域は、今なお、豊かな海域であり、持続可能な漁業が行われています。まさに、生物多様性条約が目指す生物多様性の保全と持続可能な利用が、何世代にもわたって実践されてきた地域であり、原発建設のために破壊するべきではありません。

原発は、建設による海域や陸域の地形改変、運転時の有毒な温排水の拡散、放射性物質の蓄積、事故発生時の深刻な環境汚染など、生物多様性に与えるダメージが極めて大きいものです。放射性廃棄物の処理には未解決な問題も多く、わずか数十年で老朽化し、私たちが目指す持続可能な社会とは相容れないものです。

私たちは、地域住民や環境団体の意見に耳を貸さず、かけがえのない自然と生物多様性、豊かな漁場を破壊する中国電力に対して強く抗議するとともに、埋立工事の中止と原子力発電所建設計画の中止を求めます。

以上

2021 年 9 月 9 日

環境大臣 小泉進次郎 様
広島県知事 湯崎英彦 様
竹原市長 今榮敏彦 様

日本貝類学会多様性保全委員会 委員長 岩崎敬二
軟体動物多様性学会自然環境保全委員会 委員長 安溪遊地
一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 会長 永松 大
一般社団法人日本魚類学会 会長 篠原現人
日本ベントス学会自然環境保全委員会 委員長 佐藤慎一

広島県竹原市「ハチの干潟」の生物多様性の保全に関する要望書

広島県竹原市の地先に広がる「ハチの干潟」は、海浜性生物の種の多様性が著しく高く、絶滅危惧種をはじめとする希少種も多数棲息する、極めて貴重な干潟です。環境省によって、2015 年には「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地J」）に選定されており、さらに、2016 年には、この干潟の周辺海域が「大崎上島北」として「生物多様性の観点から重要度の高い海域（略称「重要海域J」）にも指定されています。

本年 6 月、この干潟の西端に渾化天然ガス（LNG）火力発電所と LNG 貯蔵施設を建設する計画が公表されました。この計画がそのまま実施された場合、この干潟の自然環境と生物多様性が大きく損なわれることが予想されます。よって、世界的にも比類のないこの重要湿地を保全するために、この計画の事業者に対して、一旦事業の進行を取りやめて環境影響評価を実施し、その結果を公開して第三者の判断を仰ぎ、生物多様性への影響が予測された場合には計画を再考または中止するようご指導いただけますよう要望いたします。

「ハチの干潟」とその周辺海域には、最も絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅰ類として環境省レッドリスト 2020 または環境省海洋生物レッドリスト 2017 に掲載された種が少なくとも 15 種、次に絶滅のおそれが高い絶滅危惧Ⅱ類として掲載されたものが少なくとも 18 種、準絶滅危惧種として掲載されたものが少なくとも 37 種棲息していることが、広島大学や岡山大学等の研究者によって明らかにされています（別添資料表参照）。この中には、「ハチの干潟」をタイプ産地として新種記載されたもの（セトウチドリチクチュムシ）も含まれています。絶滅危惧Ⅰ類の生物の中には、生きた化石と呼ばれ、この干潟が世界最北の分布地となるカブトガニとその共生種であるカブトガニウスムシ、死殻は各地の干潟で見つかるものの生貝が棲息する場所はおもはこの干潟を含む 2～3 箇所しかなく、干潟に棲息する二枚貝の中で最も絶滅が危惧されるイセシラガイとオキナノエガオなど、世界的に見ても極めて貴重な生物たちが含まれています。環境省のレッドリストには掲載されていないものの、広島県レッドデータブック 2011 に掲載された生物 5 種も棲息しています（別添資料表参照）。そのうち、スナメリの棲息場所は、「スナメリクジラ廻游海面」として国指定の天然記念物となっています。

かつての瀬戸内海には、このハチの干潟に匹敵する自然度と生物多様性の極めて高い干潟が多数存在したと推察されますが、現在、そのほとんどは埋め立て、干拓、海域での人工構築物の設

置や陸域の開発等によって消失するか往時の姿が失われてしまいました。ハチの干潟は、瀬戸内海の沿岸生物のかつての豊様な多様性が大変に良好な状態で残されている数少ない場所の一つであり、日本の沿岸生物の多様性保全の観点から最も重要な保全対象地域の一つと言えます。そのため、ハチの干潟とその周辺の海域は、冒頭に記したように環境省によって「重要干潟」と「重要海域」に指定されているわけです。この高い生物多様性に注目した国内外の多くの研究者がここを訪れ、研究教育活動を継続しています。広島大学をはじめ、国立科学博物館、北海道大学、京都大学、岡山大学、高知大学、九州大学、国立米子工業高等学校、ドイツの Alfred Wegener Institute などの教育機関の研究教育の場となっております。この干潟の生物を扱った学術論文は近年だけでも 20 編以上が出版され、我が国の海洋生物学研究の大きな財産となっています。また、ハチの干潟は、地域社会の環境教育の場として、広島県や竹原市などによって頻繁に活用されてきた場所でもあります。

この干潟の西端に位置する竹原市下野町の陸地に、液化天然ガス(LNG)火力発電所を建設し、その地先の海上に LNG 貯蔵基地を浮体式で設置する計画を JBG Power GmbH 社（ベルリン）と株式会社 JBG エナジー社（東京）が進めていることが、本年 5 月、明らかとなりました。火力発電所建設予定地は約 7 ha、発電規模は 74,000 kw とされており、陸地と LNG 貯蔵基地とは全長約 500 m の栈橋でつなぎ、全長 250 m もの LNG 運搬外航船が 1 ヶ月に 1〜2 度寄港する予定とのことです。この計画が実施された場合、以下のような被害が発生することが予想されます。

- 1：建設途中で発生する砂泥等の巻き上がりや陸地から海域への流出が、干潟を含む沿岸海域の生物の棲息場所や摂食活動に大きな影響を与える可能性がある。
- 2：建設途中に、外来海洋生物の移入手段として最もリスクが高い工食用台船等によって外来生物が持ち込まれ、絶滅危惧種を含む在来生物を減少させる可能性がある。
- 3：「火力発電所の冷却水はクローズシステムとする」とだけ公表されているが、永久に同一の冷却水を使用するとは考えられない。海域に廃棄された場合、腐蝕防止剤等の汚染物質が水生生物に悪影響を与える可能性がある。
- 4：500 m もの栈橋と LNG 貯蔵施設となる浮体物を設置した場合、沿岸流の流量や流向が変化し、わずかな変化であっても干潟の侵食や砂泥質土壌の粒度組成の変化が生じ、そこに棲息する生物たちに大きな影響を及ぼす可能性が高い。特に、カブトガニの産卵地は底質が限定されており、大きな影響を受ける可能性が極めて高い。
- 5：水深 7 m ～ 15 m の浅海域に、喫水が 5 m 以上と想定される浮体式の LNG 貯蔵基地を設置し、喫水が 15 m 以上と想定される LNG 運搬船が寄港するには干潟の沖数百メートルでの大規模な浚渫が不可欠であり、上記と同様の沿岸流の変化が生じて干潟生態系に大きな影響を与える可能性が高い。
- 6：LNG 運搬船によって海外から直接外来海洋生物が自然度の高い海域に持ち込まれ、在来生態系を大きく改変する可能性がある。
- 7：LNG 運搬船による座礁等の海難事故が生じた場合、干潟生態系に甚大な被害が発生する可能性がある。

しかるに、この火力発電所建設計画（建設予定の火力発電所の出力：74,000 kw）は、国の環境影響評価法と広島県の環境影響評価条例のいずれにおいても環境影響評価を行う基準（国の環境影響評価法の第 2 種事業では 112,500 kw 以上、広島県条例では 75,000 kw 以上）に該当しないため、上記のような希少な干潟の自然環境と貴重かつ豊様な生物多様性、特に数多くの絶滅

危惧種に及ぶ影響が調査・評価されておらず、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する配慮」が全くなされておりません。この状況は、本年６月に改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法」で干潟の保全が強調されたことに逆行するものであり、看過することはできません。

私たちは、ハチの干潟が、日本にとどまらず世界的に見ても沿岸生物の多様性保全の点で極めて重要であることを鑑み、貴職におかれましては、事業体であるJBG Power GmbH 社と株式会社JB エナジー社に対し、以下の２点をご指導いただきますよう、要望いたします。

- (１) 一旦事業の進行を中止して科学的に妥当な環境影響評価を実施し、その結果を公開して第三者の判断を仰ぐこと。
- (２) その環境影響評価の結果、ハチの干潟とその周辺海域に棲息する生物への影響が予測された場合、計画を変更してその影響を回避する方策を講じるか、回避できない場合には計画そのものを中止すること。

なお、同様の要望書は、環境大臣小泉進次郎様および広島県知事湯崎英彦様にも提出しておりますこと、申し添えます。

以上

この要望書に関する連絡先

日本貝類学会 多様性保全委員会 委員長 岩崎敬二 (奈良大学文学部地理学科教授)

〒631-8502 奈良市山陵町 1500 奈良大学

E-mail: iwasaki@daibutsu.nara-u.ac.jp, Tel: 0742-41-9591

日本生態学会 自然保護専門委員会 中国・四国地区委員 伊谷 行 (高知大学教育学部教授)

〒780-8520 高知市曙町 2-5-1 高知大学教育学部

E-mail: itani@kochi-u.ac.jp, Tel: 088-844-8415

<委員>

論点整理の 3 に関して、生物というのはある程度定性的にならざるを得ないかと私は思っており、例えば、ある種をこれくらいの数値でいるようにしようというのは無理かとは思っています。その地域のアンズレウ種のような、その種がいれば多くの種が守られるというような種を設定して、その有無で話をするしかないかと思っています。ただ、アンズレウ種が万能かというところではないので、河川に生息しているいろいろな生物の機能に着目した仕組み作りを目指すことが重要だと思っています。

<委員>

定量や定性という議論のバックでは、先ほど〇〇委員がおっしゃられたように、現場が何らかの形で動くモチベーションになるかということが非常に大事です。生物種に対しては仮に難しいとしても、例えば生息場については、ある程度現場が対応できる目標も定められるのではないか。そういうことも同時に考えていただけると、本検討会のタイトルの心もその辺りにあるような気がしますので、良いかと思います。

<委員>

1 つ目はこれからの河川事業は可能な限りネイチャーポジティブに貢献する方法で行うという原則を設け、施設の更新や掘削の事業をする時に、ネイチャーポジティブな選択肢を必ず検討するという段階を設けると良いと思いました。

それを表現していくためには、河川ごとに環境の変化のトレンド分析がしつかりなされていくということが重要だと思います。過去と比べてどういう自然環境の要素が減少しているのかとか、変化しているのかというトレンドの解析があつてこそ、どうするとポジティブなのかということが見えてきます。

そういう意味では、河川水辺の国勢調査のデータは十分活用できるものがあると思います。ただ、そのままでは、なかなか使いにくいので、指標化の議論はとても重要です。例えば植生図は細かい凡例に分けすぎていて、トレンドが把握しにくい。背景にある生態的なプロセスこそが重要なので、たとえば水辺で比高がどのぐらいの高さの要素が今減っているのかということがわかるように、凡例を統合するとトレンドが見えるといったことがあります。トレンド分析に適した指標を開発したり、あるいは水国の調査項目の見直しのチャンスがあるとしたら、現状把握だけでなく、より時間的な変化の把握に適した調査方法を考えるというのは、とても大事な点になってくると思いました。それを生かせばネイチャーポジティブを組み込むチェックに入れるというのも実現すると感じています。

2 点目はエコロジカルネットワークについてです。とても貴重な取組で、いろいろ進んでいるとは思いますが、くれぐれも生態系ネットワーク＝大型鳥類の保全にならないようにしていくことが大事だと思っています。

仮に何らかの指標種を設けるとしても、その背景にどんな生態的なプロセスがあつて、そ

それを反映した指標を設けているかということが重要なので、例えば魚類であればもっと水系の連結性が重要になります。鳥だったら飛び越えるから湿地があればいいかもしれないが、例えばフラッグゼートの設置みたいなものが、魚類にとっては移動阻害になったり、そんな小さなもので関わってくる種もあります。

シンボリックな指標種に頼った活動が、本当に地域の活性化とか、広い意味でウェルビーイングにつながるのか、そのようなアプローチが日本に適しているのか、といった幅広い議論を行い、本当に地域に対応したネットワークの目標設定の議論がなされるべきだと思いますので、生態系ネットワークの視野をもっと広げるということを 2 点目のコメントとします。

三つ目は流域治水のことです。新しい課題として上がってきていますが、これをいかにネイチャーボジティブというか、自然の回復とつなげていくかというのが今後重要になってくると思います。

流域治水の関係施策では、その流域内の雨水の貯留浸透機能を持っている空間を認定したり、補助したりという考え方が組み込まれていると思うが、そのような河川区域ではない場所と河川区域をネットワークに組み込んで、自然環境の回復にも役立てていく。そのような流域治水と生態系ネットワークの回復の両面に役立っている場の維持や管理を支援するような仕組みを考えることは重要だと思います。

<委員>

論点の 3 の目標について、環境目標がいろいろな違った意味に対して使われているようなので、その整理が大事だと思います。

将来的にどのような河川環境を目指すかみたいなものは治水と異なっていて一定のエリアの中で、例えば瀬と淵が保全されていたり、良好な生息場が保全されたりすればいいと思うが、それが時間的に変わっても全然構わないようなものだと思います。そこはある種の目標像みたいなもので、定性的にならざるを得ないと思います。

それに対して、事業を実際に進めるとか、治水に対して環境の方が置いていかれることがないようとか、あるいは順応的に環境保全を進めていくとかという話になると、どうしても作業仮説的な目標っていうのは必要になってくるように思います。そこは可能な限り定量的であることがアダプティブに進めていくためにも、事業を進めていくうえでも重要だと思います。

その 2 つは違うものだと思うが、それが目標という同じ言葉で使われると、書き分けにくい。私のイメージでは基本方針は定性的な環境像みたいな目標が描かれて、整備計画はアダプティブに事業を進めていくための定量的な作業仮説的目標が描かれるのがふさわしいと感じました。

2 点目は論点 1 か 2 のどちらかに関係します。整備計画でイメージするような作業仮説的な目標が仮に設定されたとして、それに対して、実際に整備とか事業とかというアクション



手法9：緑の拠点を街路樹でつなげる

【ねらい・目標】

- ・街路樹の豊かな緑は、道路や建物による人工的な景観要素に負けないほど自然的な構成要素となっています。世界にむけて生物多様性に配慮した都市を実現させるために、国、東京都、港区の管理道路や開発地に植栽される街路樹をのびのびと生育させることが大事です。
- ・連続した緑豊かな街路樹は生きものの移動経路となり、供給地、拠点となる緑地を結びます。さらに歩行者の足元の植栽帯の低木や草本についても生きものに配慮することが大事です。
- ・さらに街路樹は、ヒートアイランド現象¹⁸⁾の緩和、風の通り道の形成、緑陰による屋外の快適な歩行空間を創出する点などにも考慮します。

＜目標種の例＞

- ・鳥類、飛翔性の昆虫類がやってくる街路樹を植栽し、のびのびと育てます。
(チョウなどの食餌木、花や実のなる木と野鳥との関係などに留意し、高木・中木・低木・草本すべての植栽階層において生きもののへの配慮を行います)

【配慮事項】

- 植栽帯はできるだけ広く確保し、高木・中木・低木・草本による階層構造⁴⁾とする
- 植栽帯には在来種を多種類植栽する

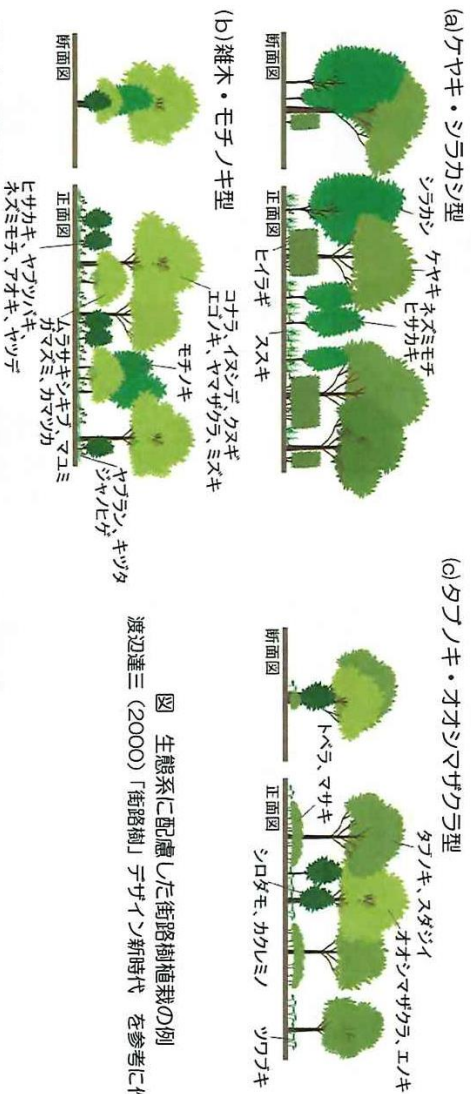


図 生態系に配慮した街路樹植栽の例
渡辺達三（2000）「街路樹」デザイン新時代 を参考に作成

【区内における参考事例】



街路樹による緑の回廊（都立青山公園）



植樹帯に設けられた草地（六本木1丁目）
面積が小さい草地も生物多様性に貢献できます。

【観察・管理】

- ・樹冠が連続するような剪定を行います。
- ・アッドプログラムを活用して区民、事業者と協働で植栽帯の管理を行います。
- ・健全に樹木が育つための地下、地上の管理



図 東京都「海の森」プロジェクト

「海の森」を起点として、お台場、晴海、築地、豊島、赤坂御用地、新宿御苑、明治神宮といった都内の大規模緑地を街路樹でつないでいくことで、緑のネットワークを築く計画が進んでいる。この連続する緑地帯は、海からの風を都市の内部に導く「風の道」として機能し、緑地によって冷やされた風が、都心部のヒートアイランド現象を抑える効果ももたらす。

「海の森」に植樹するクロマツ、ウバメガシ、タブノキなどの苗木の一部は、小学生や苗木づくりボランティアの手で、ポツリから育てている。出典：東京都HPより

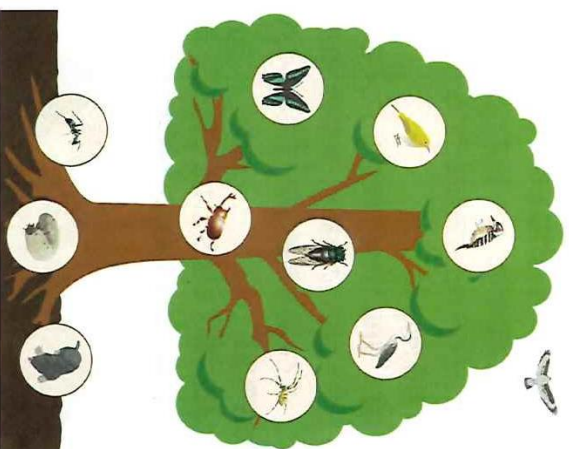


図 1 本の高木にも様々な中小動物が生息する小生息系がある

出典：杉山恵一・牧恒雄（1998）「ピオガ―デン入門」を参考に作成



植栽帯の粗放的な草地（港南五丁目）



施設緑地と一体になった街路樹（赤坂九丁目）

大阪市の公園・街路樹の伐採・撤去計画

何かおかしくないですか？



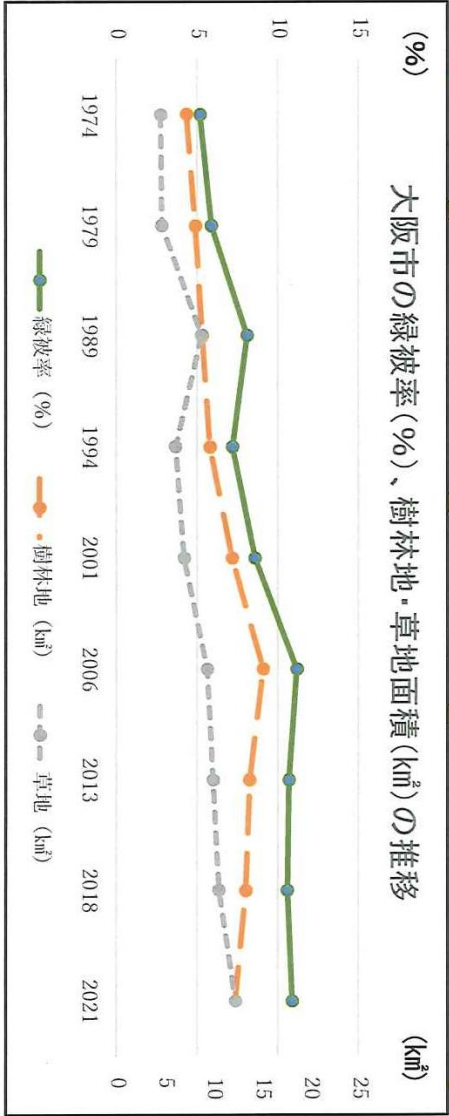
樹木 19,000 本を
伐採・撤去する計画。
総事業費 55 億円

対象区分		当初計画(年度)	伐採・撤去本数	実施時期
街路樹	第Ⅰ期	2018～2020	9,000 本	
	第Ⅱ期	2022～2024	3,000 本	2023 年 9 月 ～2025 年 3 月末
公園樹		2020～2023	7,000 本	2023 年 9 月 ～2024 年 3 月末
合 計		2018～2024	19,000 本	

2018 年度から2024年度までに、「公園樹・街路樹の安全対策事業」として“市民の安全
安心に影響を与える”樹木として、公園樹・街路樹19,000本を伐採・撤去する計画。

本当に切る必要が
ある？

樹木の維持管理は日常
的に行うべきこと！



大阪市の緑被率は2006年までは増えていますが、その以後は「横ばい」ないし「微減」。内訳では樹林地が2.9 k㎡減り、草地在2.9 k㎡増加しています。緑被率は東京の半分以下です(東京は「みどり率」)

一旦ストップし
見直しを！

署名にご協力を
お願いします。



公園樹・街路樹の役割

- ・温暖化の原因 CO₂ を吸収します。
- ・ヒートアイランド現象を防止します。
- ・市民の安らぎの場となります。
- ・騒音削減、大気汚染防止になります。

5 具体的な取組み (2)

生物多様性保全に向けた取組み

生物多様性保全

当社は、生物多様性の損失を可能な限り抑えた事業とした上で、さらに回復軌道に乗せてゆくための取組みを行っていきます。具体的な取組みは今後の環境調査の結果をもとに検討しますが、現時点では以下の3つの取組みを検討しています。

取組み案① 草原性鳥類の子育てモニタリング

☞ キーワード：“環境調査”、“希少種保全”、“情報蓄積(提供)”

取組み案② ネイチャーポジティブの実学プログラムの実践

☞ キーワード：“環境教育”、“保全活動”、“市民協働”、“情報蓄積(提供)”

取組み案③ 自然共生サイト(OECM)への申請

☞ キーワード：“面的保全”、“市民協働”

【参考】石狩市の生物多様性保全の戦略：『いしかり生きものかけはしプラン』

石狩市に残る生物多様性を維持し、損失しているところは回復できるように努め、豊かな自然と多様な生物、そして市民が共生するまちを目指すために、石狩市の生物多様性戦略『いしかり生きものかけはしプラン』が、令和6年3月の策定を目指し進められています。（以下、「本プラン」という。）



▼本プランに定めるカテゴリと行動目標

カテゴリ	行動目標（一部抜粋）
地域の面的・空間的な保全	・生物多様性上重要な地域を抽出し、保全対策を進める ・管理者の異なる地域を含めた情報共有体制を構築し、効果的な保全対策を推進する
希少種・注目種の保全	・注目種を選定し、情報を把握する ・種、地域に合わせた保全対策を検討、実施する ・情報共有体制の構築、普及啓発を促進する
外来種対策	・注目外来種を選定し、状況を把握する ・種、地域に合わせた外来種対策を検討、実施する ・情報共有体制の構築、普及啓発を促進する
野生動物との軋轢の緩和	・野生動物による影響や被害頻度などの情報を経年的に把握する ・軋轢緩和のための対策を実施する ・野生動物との適切な距離、鳥獣被害や交通事故防止に関する普及啓発を促進する ・フンヘルスに関する正しい知識の普及啓発を進める
自然資源・地域資源の活用	・生物多様性保全を考慮した第一次産業の活性化を促進する ・地域資源、自然資源の活用を促進する ・ネイチャーポジティブを主とした再生可能エネルギーの導入促進 ・地域資源、自然資源を用いた環境教育、普及啓発を促進する
地球環境問題に関わる保全	・リデュース・リユース・リサイクル・リフューズを促進する ・再生可能エネルギー導入の際の配慮を求める ・積極的な環境保全、清掃活動などの取り組みを促進する ・グリーンインフラ、Eco-DRRの考え方を導入する
環境教育の普及啓発の促進	・環境教育イベントへの市民参加を促進する ・ウェブサイトなどの媒体を活用した情報公開、発信を促進する ・環境学習、生涯学習等で石狩市の自然を学べる機会を創出する



原則10：管理活動の実施

- 確実な更新
- 在来種の優先使用
- 遺伝子組換え生物の不使用
- 肥料、農薬、生物的防除の制限
- 廃棄物の処理
- 土壌保全



原則1：合法性

- 商業・法人登記
- 土地の所有・使用権
- 納税
- 違法行為への対策
- 汚職防止



原則2：労働者の権利

- 男女平等
- 安全衛生
- 最低賃金
- 教育訓練
- 労働災害補償



原則3：先住民族の権利

- 先住民族との協議
- 伝統的な権利の保障
- 重要な場所の特定・保護
- 知的財産の保護



原則9：高い保護価値 (HCV)

- 利害関係者との協議
- 高い保護価値の調査、特定
- 保護のための方針と活動計画
- HCVのモニタリング



原則8：モニタリング

- 手順、方法の決定
- モニタリング実施の記録
- 分析結果の計画への反映
- 結果の公開
- 販売管理



原則7：管理計画

- 理念と方針
- 目標の設定
- 具体的計画の作成
- 管理計画の公開
- 利害関係者の関与



原則6：環境

- 環境影響評価
- 絶滅危惧種やその生息域の保護
- 原生林の保護
- 河川・溪流の保護
- 自然の森の転換の禁止



原則5：森林からの便益

- 利用資源の多様化
- 持続可能な資源採取
- 地元サービスの優先
- 採算性



原則4：地域社会との関係

- 地域の利害関係者の特定
- 地域社会との協議
- 地域経済への貢献
- 苦情解決
- 公正な補償